

厚 生 労 働 省 千 葉 労 働 局 発 表 平成 2 9 年 8 月 3 0 日
 千葉労働局雇用環境・均等室

 照
 室
 長
 室
 谷
 留
 美

 会
 室長補佐
 辺
 田
 幸
 子

 先
 電話
 043-221-2307

 夜間電話
 (17:15以降)
 043-306-2685

無期転換ルール取組促進キャンペーンの実施について

期間: 平成29年9月1日(金)~平成29年10月31日(火)

労働契約法第18条に基づく無期転換ルール(※)については、平成30年4月から本格的な無期転換申込権の発生が見込まれており、厚生労働省では、あらゆる機会を捉えて周知啓発に取り組んでいるところです。しかしながら、無期転換ルールについては、必ずしも労使とも認知が十分とはいえない状況です。

このため、厚生労働省では、本年9月と10月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、 集中的な周知啓発に取り組むこととしました。

また、千葉労働局(局長 塚本 勝利)では、以下のとおり無期転換ルール特別相談窓口を開設し、労使双方からの相談に対応します。

<千葉労働局における「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間における取組事項>

- 1 関係団体(事業主団体、労働者団体、業種別団体等)への要請
- 2 あらゆる機会を活用した周知(各種会合、説明会における資料説明、配布)
- 3 積極的な周知啓発(働き方・休み方改善コンサルタント(資料2)等による個別訪問、集団指導等)
- 4 広報誌(市報、機関誌等)など広報媒体への掲載依頼
- 5 特別相談窓口の開設(資料3)

無期転換ルール特別相談窓口の開設(資料3)

労働者や事業主等が相談できる「無期転換ルール対応特別相談窓口」を開設します。

【期間】 平成29年9月1日(金)から

【受付時間】 9時30分~17時00分 月曜日~金曜日(祝日除く)

電話又は来庁による相談

【受付窓口】 千葉労働局雇用環境・均等室及び千葉県内の各総合労働相談コーナー

【相談内容】 ・無期転換ルールの概要

- ・無期転換ルールの導入手順
- ・無期転換後の労働条件の定め方 (就業規則の整備等)
- 無期転換ルールに関する労使トラブル(雇止め等)など

※ 無期転換ルールとは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が同一の使用者との間で反復更新されて通算5年を超えた場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めの無い労働契約 (無期労働契約) に転換されるルールのことです。(資料1)

<添付資料>

- 1 無期転換ルール取組促進キャンペーン専用リーフレット(『はじまります、「無期転換ルール」』)
- 2 働き方・休み方改善コンサルタント無料訪問相談活用のご案内
- 3 リーフレット「無期転換ルール対応特別相談窓口を開設します!」

るはじまります、「無期転換ルール」

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

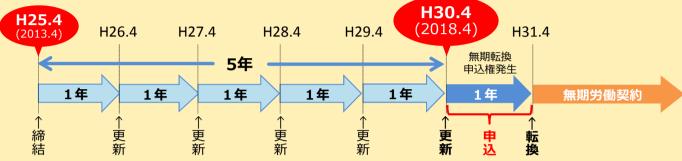
平成29年 9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは?

_{平成30年4月まで} あとわずか

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期 労働契約が対象です。(労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)

【例:平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(労働協約、就業規則、個々の労働契約) がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方**が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません**。

企業の皆さまへ(特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください)

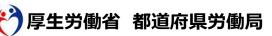
- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか?
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、 社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止め について 無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。



「無期転換ルール」の導入手順

STEP 1

有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や调の労働時間、契約期間、 更新回数、勤続年数(通算契約期間)、今後の働き方やキャリアに 対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

●労働契約等解説セミナー●有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える STEP 2

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。 具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約 労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にし ておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点 にも注意が必要です。

【活用できる厚牛労働省の支援策】

- ●キャリアアップ助成金●先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- ●シンポジウム
- ●中小企業に対するコンサルティング

STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2 において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労 働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備(既存の就業規則の改定、 新規作成等)しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員 の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直 しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚牛労働省の支援策】

●無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

STEP4 運用と改善を行う

- ◇無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケー **ションを密に行うこと**です。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時 間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。 このため、転換後も、 **円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う**必要があります。

「無期転換ルール」Q&A

Q1

「無期転換ルール」は何のためにあるの?

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの?

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

無期転換の申込みの方法は?

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

 申出日
 平成
 年
 月
 日

 申出者氏名
 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日まで に通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法 第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約 (無期労働契約)への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

 受理日
 平成
 年
 月
 日

 職氏名
 印

あなたから平成 年 月 日に提出された 無期労働契約転換申込書について受理しましたので 通知します。

Q4

無期転換後の労働条件は?

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちら

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。http://muki.mhlw.go.jp/

無期転換サイト

検索





キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用に当たっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。

- ※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。
 - http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
- ※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)の問い合わせ先

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-224-7639
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-219-5509	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-523-1190	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	鹿児島労働局	099-223-8239
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	宮崎労働局	0985-38-8821
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

働き方・休み方改善コンサルタント 無料訪問相談 活用のご案内

「働き方改革」とは言うけれど... 「ワーク・ライフ・バランスを実現」したいけれど...

実際に何をどのように改善すればよいのか分からない! 具体的なアドバイスがほしい!

- ◆仕事のムダをなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- ◆フレックスタイムや朝型勤務等を導入したい。
- ◆優秀な人材確保のためにも、有給休暇制度を充実させたい。
- ◆長時間労働解消のためのセミナーや研修等の講師をお願い したい。
- ◆働く意欲を高めるには、どのような取組みが効果的か知りたい。
- ◆労働時間設定改善に取組む場合の助成金制度を知りたい。



経験豊富な社会保険労務士の資格をもつ **働き方・休み方改善コンサルタント**が お悩みやご要望に 無料でアドバイスいたします!

「働き方改革」により従業員の心身の健康が確保され、「ワーク・ライフ・バランス」が実現すれば、人材の定着や業績、生産性に大きな効果が期待できます!

*コンサルタントの個別訪問は、労働基準監督署 が行う立入調査ではありませんので、お気軽に ご利用下さい。秘密は厳守いたします。

お問い合わせ先: 千葉労働局 雇用環境・均等室

2043 - 221 - 2307

〒260-8612千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階

お申し込みは、裏面の個別訪問申込書にてFAX等でお願いいたします。

個 別 訪 問 申 込 書

平成 年 月 日

千葉労働局 雇用環境・均等室 あて

(FAX:043-221-2308)

働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問によるアドバイスを申し込みます。

事業場名称				
所 在 地				
電話番号	()	FAX	()	
担当者職氏名	職名	氏名		
事業内容		労働者数		人
相談事項	□ 労働時間制度(□ 所定外労働の削減(□ 年次有給休暇(□ 社員研修(テーマ・内□ その他(容)))

【個別訪問の希望日時】(日程調整の都合上、希望日時は申込日から1週間以上あけて下さい。)

第一希望	平成	年	月	日	午前 •	午後
第二希望	平成	年	月	日	午前 •	午後
第三希望	平成	年	月	日	午前 •	午後

「個別訪問申込書」は千葉労働局雇用環境・均等室あてFAX又は郵送して下さい。 FAX 043-221-2308

〒260-8612千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階

無期転換ルール特別相談窓口を開設します!

開設期間:平成29年9月1日(金)から

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

無期転換ルールを避けよう として不適切な取り扱いが 行われないか心配です。

無期転換の申込みは、「いつ」「誰に」「どのように」申し込めばよいのですか?口頭でも申込みはできますか?





無期転換ルールへの対応は 具体的に何をすればよいの だろう。

無期転換した労働者の労働条件はどのように定めればよいのだろう。

千葉労働局 無期転換ルール特別相談窓口

千葉労働局雇用環境・均等室

受付時間 9時30分~17時00分 月曜日~金曜日(祝日除く)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。時間に余裕を持ってお電話またはご来庁ください。

電話番号 043-221-2307

住 所 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階



※県内の総合労働相談コーナーでも対応しています(裏面一覧)

<u>有期契約労働者の無期転換ポータルサイト</u>

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な 取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入 の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。 http://muki.mhlw.go.jp/

千葉労働局無期転換ルール特別相談窓口一覧

名 称	所在地(郵便番号)	電話番号
<u>千葉労働局</u> 総合労働相談コーナー	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	043-221-2303
<u>千葉駅前総合労働相談コー</u> ナー	〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル4階	(フリータ [*] イヤル) (0120-250650) 043-246-4121
<u>千葉総合労働相談コーナー</u>	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 千葉労働基準監督署内	043-308-0671
船橋総合労働相談コーナー	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13 船橋労働基準監督署内	047-431-0182
柏総合労働相談コーナー	〒277-0005 柏市柏255-31 柏労働基準監督署内	04-7163-0246
銚子総合労働相談コーナー	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働基準監督署内	0479-22-8100
木更津総合労働相談コーナー	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎 木更津労働基準監督署内	0438-22-6165
茂原総合労働相談コーナー	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3 茂原労働基準監督署内	0475-22-4551
成田総合労働相談コーナー	〒286-0134 成田市東和田553-4 成田労働基準監督署内	0476-22-5666
東金総合労働相談コーナー	〒283-0005 東金市田間65 東金労働基準監督署内	0475-52-4358